芽室町公共施設等総合管理計画の改訂について

1 公共施設等総合管理計画とは

厳しい財政状況と人口減少等による公共施設の利用需要の変化を予想し、長期的な視点を持って更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行い、財政負担を軽減・平準化することを目的に、平成26年4月の総務省からの要請により策定(本町は平成28年2月)したもの。

なお、策定指針(総務省からの技術的な助言)に沿って編纂している。

2 改訂の理由

策定指針の改訂に盛り込まれた内容により、令和5年度末までの見直しを求められており、本町においてもユニバーサルデザイン化や脱炭素化の視点を加える必要があること、現行計画には掲載がない消防施設については、とかち広域消防事務組合から各市町村が策定する計画に掲載するよう要請があることなどを踏まえて改訂したもの。

3 主な改訂のポイント

- (1)変更しない項目
 - ①全体目標の設定(P22~P23)
- (2)変更する項目
 - ①可能なものは R4 決算時点の最新数値に変換又は再計算(全体)
 - ②文言整理(全体)
- (3)追加する項目
 - ①消防施設を計画に追加(P4 他)
 - ②ユニバーサルデザイン化の推進方針を追加(P32)
 - ③脱炭素化の推進方針を追加(P32)
 - ④FM システムの導入により可能となった、施設の診断・評価方法を追加 (P33~P37)
 - ⑤本計画の PDCA サイクルを追加(P40)